

第111回定期株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

1. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
2. 会社の支配に関する基本方針
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結計算書類の連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 計算書類の個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章および企業行動規準を定め、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等（以下、総称して「役員および従業員等」という。）の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための規範とする。
- (b) 当社は、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会のもと、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関する疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規程を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止・早期発見・是正を図る。

②当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規程に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。
- (b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規程を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。

③当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定期に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。
- (b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- (c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規程、決裁規程および職務権限規程等に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。

⑤その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。
- (b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。
- (c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用者に関する体制ならびに当該使用者の取締役からの独立性および監査役による当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。
- (b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。

⑦当社およびグループ各社の取締役および使用者等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。
- (b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- (c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。
- (d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。
- (b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備

- (a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。
- (b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室およびグループ各社の内部監査担当部門が、業務執行の有効性、効率性、適法性等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、当社の取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社およびグループ会社監査役は、内部監査部門との重要なリスクおよび監査計画・監査結果の共有・意見交換等の連携強化を通じ、監査の効率性や実効性の向上に取り組むとともに、監査材の育成に努めております。

②リスク管理

当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを実行しております。

③コンプライアンス

当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めています。コンプライアンス相談窓口に寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告しております。また、当社は、一般的に想定されるコンプライアンスリスクの全容を把握した上で、当社グループの事業活動に関わるコンプライアンスリスクを特定し、リスクベースアプローチの考え方に基づき適切なコンプライアンス推進体制を構築するための活動を行っております。さらに、当社は、毎年4月20日を「東洋製罐グループ独占禁止法違反風化防止の日」と定め、当社およびグループ会社の社長から当社グループの従業員に対して独占禁止法遵守に関するメッセージを発信することで、法令遵守体制の一層の強化を図っております。

④ガバナンス委員会

当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客觀性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

⑤グループ会社の経営管理

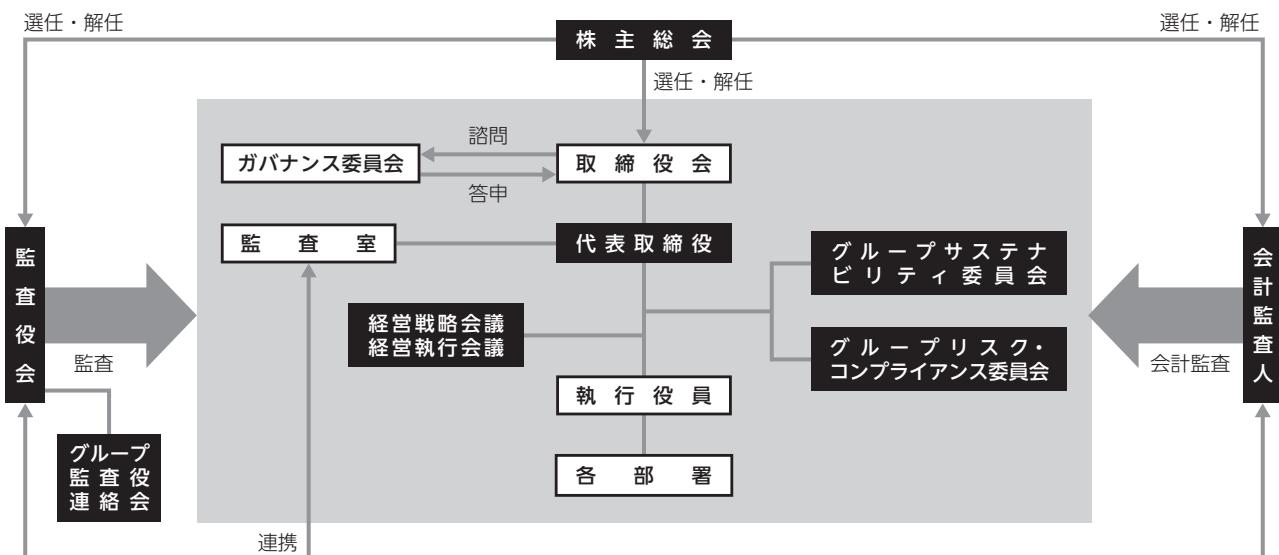
グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、グループ各社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。

⑥監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会を15回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。社外監査役を含む監査役は、定期的に、主要なグループ会社の役員および当社の会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。



〈取締役会〉

取締役会は、経営の意思決定および監督を行う機関として取締役9名（うち社外取締役4名）で構成され、原則として月1回開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

〈監査役会〉

監査役会は、経営に関する重要事項について監査を行う機関として監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月1回開催しております。

〈経営戦略会議・経営執行会議〉

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、綜合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

〈監査室〉

監査室（公認内部監査人3名を含む従業員8名で構成）は、代表取締役直轄の独立した組織として設置され、監査の実効性を高めるため会計監査人および監査役と情報・意見交換を行うなど相互に連携を図っております。

〈ガバナンス委員会〉

当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客觀性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

〈グループ監査役連絡会〉

当社は、当社およびグループ各社の監査役が情報共有を図るとともに、相互の連携を強化することを目的として、「グループ監査役連絡会」を開催し、監査役の職務の効率と実効性を確保しております。

〈グループサステナビリティ委員会〉

グループサステナビリティ委員会は、グループ横断的にサステナビリティ経営を推進するため、サステナビリティ活動を推進する仕組みの整備およびサステナビリティ活動などを実施しております。

〈グループリスク・コンプライアンス委員会〉

グループリスク・コンプライアンス委員会は、グループ横断的にリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスについて統括し、重要なリスクに関する情報確認、改善および予防措置を講じております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非を適切に判断する為に必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討する為に必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループは、2021年5月に、社会や地球環境について長期的な視点で考え、すべてのステークホルダーの皆様に提供する価値の最大化を図るべく、2050年を見据えた「長期経営ビジョン2050『未来をつつむ』」を策定し、その実現に向けて、2030年に達成を目指す定量的・定性的な経営目標である「中長期経営目標2030」を設定いたしました。当社グループは、「中長期経営目標2030」を達成するためのアクションプランとして、2021年度から5ヶ年の「中期経営計画2025」を策定いたしました。また、成長戦略と資本・財務戦略を両輪で進めるための施策として、2023年5月に「資本収益性向上に向けた取り組み2027」を開示いたしました。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでおります。

①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役9名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は4名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

③業務執行の体制

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、常務執行役員により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得および継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を隨時設けております。

これに加え、当社は、代表取締役1名および独立性を有する社外取締役4名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況については法務部によって毎年確認され、取締役会および経営会議で報告されております。内部統制システムの有効性については、代表取締役直轄の組織である監査室およびグループ各社の内部監査担当部門が、業務執行の有効性、効率性、適法性等の内部監査を実施することにより検証しており、その結果については、当社の取締役会、経営会議および監査役会で報告されております。また、当社およびグループ会社監査役は、内部監査部門との重要リスクおよび監査計画・監査結果の共有・意見交換等の連携強化を通じ、監査の効率性や実効性の向上に取り組むとともに、監査人材の育成に努めております。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

したがって、本取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 <2023年4月1日から2024年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	11,468	586,252	△38,946	569,869
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		500			500
利益剰余金から資本剰余金への振替		53,786	△53,786		—
剰余金の配当			△16,236		△16,236
親会社株主に帰属する当期純利益			23,083		23,083
自己株式の取得				△20,001	△20,001
自己株式の処分				3	3
自己株式の消却		△53,786		53,786	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	500	△46,938	33,788	△12,650
当期末残高	11,094	11,969	539,313	△5,158	557,219

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	42,335	10	25,719	5,115	73,181	28,287	671,338
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							500
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
剰余金の配当							△16,236
親会社株主に帰属する当期純利益							23,083
自己株式の取得							△20,001
自己株式の処分							3
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,467	△14	8,211	9,091	34,755	3,688	38,444
当期変動額合計	17,467	△14	8,211	9,091	34,755	3,688	25,793
当期末残高	59,803	△4	33,931	14,206	107,937	31,976	697,132

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 72社 (東洋製罐(株)、東洋鋼鉢(株)、東罐興業(株)、日本クロージャー(株)、東洋ガラス(株)、メビウスパッケージング(株)、東洋エアゾール工業(株)、TOMATEC(株)、Can Machinery Holdings,Inc.ほか 63社)

②非連結子会社

非連結子会社 (株)石川インキほか11社) の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等はいずれも少額であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲より除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 4社

(Asia Packaging Industries (Vietnam) Co.,Ltd.、(株)T&Tエナテクノ、TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI、PT FUJI TECHNICA INDONESIA)

適用外の非連結子会社 (株)石川インキほか11社) 及び関連会社 (株)タケウチハイパックほか2社) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲より除外している。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記6社を含めた32社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、当該会社の決算日と連結決算日との差異は3か月以内であるため、当該会社の決算日の計算書類を使用している。

Stolle Machinery Company, LLC

Toyo Seikan (Thailand) Co., Ltd.

東洋飲料（常熟）有限公司

Bangkok Can Manufacturing Co.,Ltd.

Next Can Innovation Co.,Ltd.

Crown Seal Public Co.,Ltd.

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券………償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法………時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
- ③役員株式給付引当金……………取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。
- ④特別修繕引当金……………周期的に行う硝子熔解窯等の修繕に充てるため、次回修繕見積額のうち、経過期間に対応する金額を計上している。
- ⑤汚染負荷量賦課金引当金…「公害健康被害の補償等に関する法律」に定める汚染負荷量賦課金に充てるため、原因物質排出に伴う将来の納付見込額について合理的な見積もり額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりである。

当社グループの事業内容は包装容器事業、エンジニアリング・充填・物流事業、鋼板関連事業、機能材料関連事業、不動産関連事業等である。「包装容器事業」の履行義務は、金属、プラスチック、紙、ガラスを主原料とする容器を製造し顧客へ引き渡すことである。「エンジニアリング・充填・物流事業」の履行義務は、包装容器関連設備を製造し顧客へ引き渡すこと、充填品を受託製造し顧客へ引き渡すこと、並びに貨物を輸送することである。「鋼板関連事業」の履行義務は、鋼板及び鋼板関連製品を製造し顧客へ引き渡すことである。「機能材料関連事業」の履行義務は、磁気ディスク用アルミ基板、光学用機能フィルム、フリット、顔料、ゲルコート等の機能材料を製造し顧客へ引き渡すことである。

当該履行義務は主として約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で充足され、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。国内取引については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識している。

包装容器事業および充填事業においては顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する契約があり、当該取引では顧客から受け取る額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識している。

一部の連結子会社では販売数量や販売金額等の一定の達成目標を条件としたリベートを付して商品又は製品を販売している。これらの取引価格は契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定している。当該リベートの見積りは契約条件等から最頻値法に基づき計上しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識している。

また顧客と約束した対価は、顧客へ財またはサービスが移転した時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれていない。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引のうち、振当処理の要件を満たしているものは

振当処理によっている。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～10年間の均等償却を行っている。

また、のれんの発生金額が僅少である場合には発生年度において全額償却している。

③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生年度に一括処理することとしている。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	5,988百万円
有形固定資産	370,372百万円
無形固定資産	22,488百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損の兆候があると判断した資産グループについて、将来キャッシュ・フローの見積りを行い、収益力の回復が見込めなかった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。資産のグルーピングは、管理会計上の区分（事業用資産は主として事業所別若しくは事業別、賃貸用資産及び遊休資産は物件別）を基準にしている。各資産グループの回収可能価額は、使用価値若しくは正味売却価額のいずれか大きい方の金額としている。使用価値については、将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コストを基礎とした税引前の割引率で割り引いて算定し、正味売却価額については処分見込価額により評価している。

(2)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フロー見積額の算定にあたっては、それぞれの報告単位における中期経営計画などの事業計画を基にしており、当該内容には過去の経験、成長率、現在見込まれる経済の状況など一定の仮定が含まれている。

原材料・エネルギー価格高騰の影響については、今後も高止まりが継続することが見込まれているため、それに対し販売価格への転嫁を実施していくという仮定のもと、事業計画にこれらの影響を織り込み、将来キャッシュ・フロー見積額を算定している。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については最善の見積りを前提にしているが、キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,318,752百万円

2. 保証債務

下記のとおり、金融機関からの借入債務等について保証を行っている。

TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI (銀行借入)	38,386百万円 (253百万米ドル)
TOSYALI TOYO CELIK ANONIM SIRKETI (信用状取引)	2,778百万円 (18百万米ドル)

(連結損益計算書に関する注記)

1. 特別損失に関する事項

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損額	回収可能価額
東洋エアゾール工業(株)筑波工場 (茨城県龍ヶ崎市)	エアゾール製品製造設備及び一般充填製造設備他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、建設仮勘定他	2,285	正味売却価額
東洋エアゾール工業(株)三重工場 (三重県伊賀市)	エアゾール製品製造設備及び一般充填製造設備他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地	2,476	使用価値
東罐興業(株) (愛知県小牧市他)	プラスチック製品製造設備他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具他	1,226	正味売却価額

当社グループは管理会計上の区分（事業用資産は主として事業所別若しくは事業別、賃貸用資産及び遊休資産は物件別）を基準に資産のグルーピングを行っている。収益力が著しく低下している資産グループについて、将来キャッシュ・フローの見積りを行い、収益力の回復が見込めなかった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。

なお、各資産グループの回収可能価額は、使用価値若しくは正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを主として8.6%～8.9%で割り引いて算定し、正味売却価額については処分見込価額により評価している。

特別損失に計上した減損損失（5,988百万円）の内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

場所	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地	建設仮勘定	有形固定資産のその他	無形固定資産	総合計
東洋エアゾール工業(株)筑波工場 (茨城県龍ヶ崎市)	1,094	544	602	2	41	0	2,285
東洋エアゾール工業(株)三重工場 (三重県伊賀市)	873	507	1,096	—	—	—	2,476
東罐興業(株) (愛知県小牧市他)	330	832	—	—	63	—	1,226
合計	2,298	1,883	1,698	2	104	0	5,988

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(单位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（注1）	202,862	—	27,000	175,862
自己株式				
普通株式（注2、3、4）	21,273	8,027	27,002	2,298

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少27,000千株は、会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行ったことによる減少である。

2. 自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度期首496千株、当連結会計年度末494千株）が含まれている。

3. 自己株式増加数の内訳は次のとおりである。
会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得 8,027千株
単元未満株式の買取り 0千株

4. 自己株式減少数の内訳は次のとおりである。
会社法第178条の規定に基づく消却 27,000千株
役員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付 2千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,193	45.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	8,042	45.00	2023年9月30日	2023年12月1日

- (注) 1. 2023年6月23日の定時株主総会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれている。
2. 2023年11月6日の取締役会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	7,832	45.00	2024年 3月31日	2024年 6月24日

- (注) 2024年6月21日の定期株主総会決議による配当金総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれている。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、事業計画に照らし、必要な資金について、主に銀行借入や社債発行による方針である。また、CMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っている。なお、デリバティブ取引については、事業活動によって生じる為替変動リスク・金利変動リスク等を回避するために利用することとし、利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されているが、定期的に取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としている。外貨建て営業債権の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。

また、当社は連結子会社への外貨建て貸付金の一部について、為替変動リスクをヘッジするため、通貨スワップ取引を利用している。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、そのほとんどが市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体・取引先企業の財務状況等を把握する体制としている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。外貨建て営業債務の一部のものについては、先物為替予約を利用し為替の変動リスクをヘッジしている。

借入金は、主に営業取引及び設備投資等の投融資に必要な資金を調達することを目的とし、社債は、グリーンファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクトに係る新規支出又はリファイナンスに必要な資金を調達することを目的としている。

デリバティブ取引は、実行部門と主計部門の相互牽制と契約相手先との残高確認等のチェックを行い、定期的に取締役会等に報告している。（利用にあたっては実需に基づく取引に限定し、売買差益の獲得を目的とする投機的な取引は行わない方針である。）また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い大手金融機関に限定し、取引を行うこととしている。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは財務部門が適宜、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持することや金融機関とコミットメントライン契約を締結すること等により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。現金は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 價	差 額
投資有価証券（※1）			
①満期保有目的の債券	7,000	6,952	△47
②その他有価証券	114,693	114,693	—
資産計	121,693	121,645	△47
社債	10,000	10,091	91
長期借入金	123,325	122,144	△1,180
負債計	133,325	132,236	△1,089
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,782)	(1,782)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6)	(6)	—
デリバティブ取引計	(1,789)	(1,789)	—

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	26,718
関係会社出資金	11,425

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	114,693	—	—	114,693
資産計	114,693	—	—	114,693
デリバティブ取引 (※)	—	(1,789)	—	(1,789)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	6,952	—	6,952
資産計	—	6,952	—	6,952
社債	—	10,091	—	10,091
長期借入金	—	122,144	—	122,144
負債計	—	132,236	—	132,236

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっている。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

なお、通貨スワップ取引は、当社から連結子会社への貸付金をヘッジ対象としたものであるが、連結計算書類上は当該連結会社間取引が消去されるため、ヘッジ会計が適用されていない。

社債

元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で、割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸オフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を所有している。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、損益及び時価は、次のとおりである。

(単位:百万円)

用 途	連結貸借対照表 計上額	収 益	費 用	時 價
オフィスビル	15,843	4,634	2,384	85,419
商業施設	2,391	739	233	18,140
その他	13,043	2,206	1,002	52,063
合 計	31,277	7,580	3,619	155,623

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 収益は賃貸収益等、費用は減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等である。

(注3) 当期末の時価は、主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書または不動産調査報告書に基づく金額である。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益の分解情報は下記のとおりである。

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	包装容器 事業	エンジニ アリ ン グ・充 填・物流 事業	鋼板 関連事業	機能材料 関連事業	不動産 関連事業	計		
顧客との契約から生じ る収益	588,352	201,193	87,942	39,276	－	916,764	23,523	940,288
その他の収益	－	2,477	－	－	7,897	10,375	－	10,375
外部顧客への売上高	588,352	203,671	87,942	39,276	7,897	927,140	23,523	950,663

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない区分であり、自動車用プレス金型、硬質合金及び損害保険代理業等を含んでいる。

また「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸収入等である。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれている。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりである。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	269,664 百万円
契約資産	7,339
契約負債	11,634

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はない。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,832円36銭

1株当たり当期純利益 130円15銭

(注) 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において信託が保有する期末自己株式数は494千株、期中平均自己株式数は495千株である。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議した。

(1) 自己株式の取得を行う理由

今後の成長投資に向けた資産・財務の健全化および資本効率の改善によって企業価値の最大化を図るため。

(2) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(3) 取得し得る株式の総数

17,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 9.8%）

(4) 株式の取得価額の総額

30,000百万円（上限）

(5) 取得する期間

2024年5月15日から2025年3月31日

(6) 取得方法

東京証券取引所における自己株式取得に係る投資一任契約に基づく市場買付

(その他の注記)

(Premier Centre Group Sdn. Bhd.の株式取得)

当社は、2024年2月29日開催の取締役会において、マレーシアでホームケア製品およびパーソナルケア製品の充填事業等を行うPremier Centre Group Sdn. Bhd.（以下、「PCG社」という。）を子会社化することを目的とした株式譲渡契約を、当社とPC Manufacturing Solutions Holdings Sdn. Bhd.との間で締結することを決議し、同年5月下旬に株式を取得し子会社化する予定である。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

株式取得会社の名称 Premier Centre Group Sdn. Bhd.

事業の内容 ホームケア製品、パーソナルケア製品などの受託充填

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、マレーシアにおいて、長期的に人口増加が続き、今後もPCG社の事業領域であるホームケア、パーソナルケア市場が安定して成長すると見込んでいるほか、同社の主要顧客との取引関係を維持しつつ、当社グループが保有する容器の製造・開発の技術と、PCG社が保有する内容物の調液・充填の技術を融合することにより、事業シナジーや新規市場を創出できると判断したため。

(3) 企業結合日

2024年5月下旬予定（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はない。

(6) 取得する議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 -%

企業結合日に取得する議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるもの。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価 現金 75百万米国ドル（11,368百万円 予定）

取得原価 75百万米国ドル

取得の対価については、株式譲渡契約締結後に作成する貸借対照表との差額をもって価格調整を実施することで、金額が変動する可能性がある。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 252百万円（予定）

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していない。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定していない。

(注) 連結計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書 <2023年4月1日から2024年3月31日まで>

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本準備金	資本剰余金			資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金			
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金			特別新事業開拓事業者出資積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,094	1,361	－	1,361	2,773	261	34	328,441	43,722	375,233
当期変動額										
利益剰余金から 資本剰余金へ振替			53,786	53,786					△53,786	△53,786
固定資産圧縮 積立金の取崩						△1			1	－
別途積立金の取崩								△40,000	40,000	－
剰余金の配当									△16,236	△16,236
当期純利益									8,615	8,615
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式の消却			△53,786	△53,786						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1	－	△40,000	△21,405	△61,406
当期末残高	11,094	1,361	－	1,361	2,773	260	34	288,441	22,317	313,826

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△38,946	348,742	39,981	－	39,981	388,724
当期変動額						
利益剰余金から 資本剰余金へ振替		－				－
固定資産圧縮 積立金の取崩		－				－
別途積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△16,236				△16,236
当期純利益		8,615				8,615
自己株式の取得	△20,001	△20,001				△20,001
自己株式の処分	3	3				3
自己株式の消却	53,786	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			15,961	△14	15,947	15,947
当期変動額合計	33,788	△27,618	15,961	△14	15,947	△11,671
当期末残高	△5,158	321,123	55,943	△14	55,929	377,052

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ②子会社株式及び関連会社株式………移動平均法による原価法
- ③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法………時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産除く）……………定額法
- ②無形固定資産……………定額法
- ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
- ③退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
- ④役員株式給付引当金……………取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社として主として子会社に対して契約に基づき経営指導、受託業務の提供を行うことが履行義務である。時の経過に応じ義務を履行するにつれて子会社が便益を享受することとなるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、収益を認識している。なお、取引の対価には重要な金融要素は含まれていない。

また子会社からの受取配当金については、受け取る権利が確定した時点で収益を認識している。不動産賃貸收入は契約期間にわたって期間均等額で収益を認識している。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、為替予約取引等のうち、振当処理の要件を満たしているものは振当処理によっている。

(会計上の見積りに関する注記)

(貸倒引当金)

1.当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2,529百万円

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検

討し、回収不能見込額を計上している。貸倒引当金計上額は、主として関係会社貸付金の貸倒懸念債権に係るものである。直近の入手可能な関係会社の計算書類をもとに算出した回収可能額、将来キャッシュ・フロー見積額の割引現在価値を貸付金額から控除し、その残額を回収不能見込額として計上している。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フロー見積額の算定にあたっては、貸付先である関係会社の中期経営計画などの事業計画を基にしており、当該内容には過去の経験、成長率、現在見込まれる経済の状況など一定の仮定が含まれている。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金を認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。このため、(2)に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしているが、事後的な結果と乖離が生じる可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	34,151百万円
2. 保証債務	
下記のとおり、金融機関等からの借入債務等について保証を行っている。	
Stolle Machinery Company, LLC (借入債務等)	39,570百万円
Stolle Machinery Company, LLC (賃貸借契約)	1,134百万円
斯多里機械（広東）有限公司（借入債務等）	284百万円
東罐商事（株）（仕入債務）	23百万円
TOYO PACK KIYAMA（株）（借入債務等）	5,547百万円
Polytech America, LLC (賃貸借契約)	125百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	6,245百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	2,601百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	16,048百万円
営業費用	151百万円
営業取引以外による取引高	1,705百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	21,273	8,027	27,002	2,298

(注) 1. 自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度期首496千株、当事業年度末494千株）が含まれている。

2. 自己株式増加数の内訳は次のとおりである。

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得
単元未満株式の買取り

3. 自己株式減少数の内訳は次のとおりである。

会社法第178条の規定に基づく消却
役員向け株式交付信託が保有する当社株式の交付

8,027千株
0千株

27,000千株
2千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	15,088百万円
減価償却超過	1,548百万円
関係会社株式等評価減	8,041百万円
貸倒引当金	774百万円
その他	1,279百万円
繰延税金資産小計	26,732百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,288百万円
評価性引当額小計	△9,288百万円
繰延税金資産合計	17,444百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△22,404百万円
固定資産圧縮積立金	△114百万円
譲渡損益調整資産	△172百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△22,706百万円
繰延税金負債の純額	△5,262百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

1. 関連当事者との取引

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)
子会社	東洋製罐(株)	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	経営運営料・ 業務受託料 (注1)	3,882

(注) 1. 経営の管理等をするために、一定の合理的な基準に基づき、金額を決定している。

2. 債務の保証

属性	期末残高（百万円）
子会社	46,686

(注) 1. 金融機関等からの借入債務等に対する保証をしている。
2. 貸借契約について、契約残存期間の賃料等に対する保証をしている。

3. 債務の被保証

属性	期末残高（百万円）
子会社	31,589

(注) 金融機関からの借入債務等に対して保証を受けている。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,172円42銭

1株当たり当期純利益 48円58銭

(注) 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において信託が保有する期末自己株式数は494千株、期中平均自己株式数は495千株である。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(その他の注記)

(Premier Centre Group Sdn. Bhd.の株式取得)

「連結注記表(その他の注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(注) 計算書類の記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。